

作成年月日	平成21年6月1日
作成部局課室名	治山・治水対策室

治山・治水アクションプログラムの策定

1 趣旨

平成16年の台風23号などを踏まえて策定した県全体の風水害対策の指針となる「治山・治水防災実施計画*」に基づき、流域毎に防災・減災のための基本的な方針を定め、治山・治水等施設の整備や警戒避難活動に役立つ危険情報の提供など、ハード・ソフトの対策を総合的かつ計画的に進めるため、「治山・治水アクションプログラム」を策定した。

※治山・治水防災実施計画

- ・平成16年の台風23号などの大規模風水害の経験と教訓を踏まえて策定
- ・自助・共助・公助による減災社会の実現を目指した取り組みの指針
- ・農政環境部と県土整備部が連携した山から海に至る治山・治水の実施計画

2 経緯等

- ・H18年7月：「治山・治水防災実施計画」を策定
- ・H20年6月：「治山・治水防災実施計画」を改訂（新行革プランを踏まえた改訂）
 - ※改訂概要・計画期間の見直し（H17～27→H17～30）
 - ・整備進捗の見直し
 - ・新たに取り組んでいるソフト対策を追記（土砂災害警戒情報等）
- ・H20年12月：社会基盤整備プログラムを改訂（新行革プランを踏まえた改訂）
- ・H21年5月：治山・治水アクションプログラム策定（5月25日政策会議）

3 内容

(1) 策定流域

流域面積が大きく洪水時に甚大な被害を及ぼす河川や、事業中や事業予定河川など県下の3地区29流域（42流域）を対象とする。

※県内河川流域(8,342km²)の94%をカバー

水系	策定流域 42流域	
一級	竹田川、神崎川・ <u>猪名川</u> 、 <u>円山川</u> 、 <u>加古川</u> 、 <u>揖保川</u>	5
二級	武庫川、西宮南部5河川（新川、東川、洗戎川、夙川、堀切川）、表六甲地区（高橋川、住吉川、新湊川、妙法寺川、塩屋谷川、福田川 等）、明石川、瀬戸川、喜瀬川、法華山谷川、天川、西浜川、八家川、市川野田川・船場川地区（野田川、船場川）、夢前川、大津茂川、富島川大谷川、千種川・加里屋川、大津川、竹野川、香住谷川、矢田川、岸田川、志筑川、洲本川、三原川、都志川、育波川	37

注) アンダーラインは、直轄管理区間を有する河川

(2) 計画期間：平成 17 年度～平成 30 年度

(3) 構成

①本編（概要：別紙）

- ・現状と課題
- ・基本方針
- ・総合的な防災対策の実施（ハード対策）
- ・災害時の的確な判断・行動の実現（ソフト対策）
- ・事業実施箇所一覧

②図面【パンフレット形式（A1 版図面折りたたみ製本）】

ア) 流域における河川、砂防、治山施設等の現況※

※ 河川は、流下能力（有・不足）及び施設整備状況（完成・暫定）を記載

※ 砂防、治山等については施設の位置を記載

イ) 計画期間（H17～30）における施設等の整備予定箇所

ウ) 流域における重要水防箇所や土砂災害危険箇所等の警戒情報 【警戒情報図】

【防災施設図】

(4) 特徴

- ①流域における治山、治水施設（治山、砂防、ため池、河川、高潮等）の現況を一元的に示した資料としては全国初
- ②2 級水系を含めた河川の現況（流下能力の有無、施設の完成・暫定）表示は、都道府県の中でも先進的な取り組み（宮城県：流下能力のみを 1/20 万で公表 [H15]）
- ③大縮尺図面（1/25,000 図 ⇔ 土木管内図 1/50,000）を用い、地域における防災施設の現況を細やかに表示

4 策定主体：治山・治水対策室、県民局

5 配布対象：県、市町の防災担当職員、地域の防災リーダー等

6 活用方策

(1) 施設管理者（県、市町）

施設の整備状況及び能力（河川）を一元的に把握することができ、平常時の施設管理の効率化、災害時の復旧・復興計画策定等の迅速化が図れる。

(2) 水防管理者（市町）

施設の整備状況及び能力（河川）、重要水防箇所等の指定状況を一元的に把握することができ、水防活動を迅速・的確に展開することができる。

(3) 地域の防災リーダー

地域における防災施設の整備状況等を踏まえ、よりの的確な警戒活動や避難行動を行うことができる。

7 アクションプログラムの周知・啓発

アクションプログラムの効果的な活用のために関係者への周知・啓発を集中的に行うとともに、増水期を前にインターネットを活用して防災施設図及び警戒情報図を広く県民に情報発信する。

また、減災社会の実現に向けた取り組みに賛同する企業との連携やNPOの活用による多角的な周知・啓発活動を展開する。

- 【公表計画】**
- ・平成 21 年 6 月 1 日：ホームページでの発信
 - ・平成 21 年 6 月～ ：パンフレットの配布

(1) 施設管理者・水防管理者

「水防連絡会」や職員研修会において、県・市町防災担当職員へのアクションプログラムの配布・説明を行う。

※「水防連絡会」：県の水防計画に基づき各土木事務所等が設置する連絡会で毎年増水期前に開催。水防管理団体（市町）、消防関係機関、警察署、県（土木、農林、福祉、防災）、国（河川国道事務所、気象台、陸上自衛隊）等により構成。

(2) 地域の防災リーダー

防災リーダー研修会や「ひょうご防災カレッジ」等の機会を活用して、地域の防災リーダーへの周知・啓発を行う。

(3) 県民への情報提供

県のホームページにより、広く県民に情報発信する。

治山・治水アクションプログラム（本編）の構成

1 現状と課題

- (1) 流域の現状と課題
- (2) 管理施設などの現状と課題
- (3) 的確な判断・行動における現状と課題

2 基本方針

- (1) 総合的な防災対策の実施
- (2) 災害時の的確な判断・行動の実現
 - ① 災害時の確実な避難に役立つ危険情報の提供
 - ② 市町の水防活動や避難指示などの発令に向けた支援
 - ③ 住民の避難行動を迅速にするための支援

3 計画期間（H17～H30）

4 総合的な防災対策の実施

- (1) 森や山の防災
 - ① 森林対策
 - ② 土砂災害対策
- (2) 川の防災
 - ① 河川氾濫対策
 - ② 内水対策
 - ③ ため池対策
- (3) 海の防災
 - ① 高潮対策
 - ② 津波対策
- (4) 連携した取り組み
- (5) 適正な施設管理と危険箇所などの把握
- (6) 安全な土地利用への誘導・規制

5 災害時の的確な判断・行動の実現

- (1) 災害時の確実な避難に役立つ危険情報の提供
- (2) 市町の水防活動や避難指示などの発令に向けた支援
- (3) 住民の避難行動を迅速にするための支援

6 その他（安全な河川利用のための取り組み）

問い合わせ先： 技術企画課 技術調査係 TEL 078-362-9248（内4573）